

秋山晃一議員

第 1 標題「市内小中学校にかかる費用の無償化について」

1 回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

9 月定例会において一般質問を行います。

今回の質問は第 1 標題として「市内小中学校にかかる費用の無償化について」、第 2 標題として「公契約条例について」の 2 点を質問します。

第 1 標題として、「市内小中学校にかかる費用の無償化について」質問します。

小学校中学校の義務教育については、憲法 26 条は「義務教育の無償」とうたっています。この政策的な実行については、本来国が責任を負うものですが、完全な義務教育無償化には、まだまだ課題がありますので、一番市民の身近にいる地方自治体として重要な課題ととらえ、その一部分でも実現のために手立てをとるべきだと考え質問します。

学校生活を送るにあたって、経済的な格差の影響を受けずに、どの子供も等しく不安なく学校生活を送れるようにすることが必要です。経済的な理由により子供に義務教育を受けさせることが困難な家庭に対しては小中学校・就学援助事業があり、学用品費、通学用品費、新入学用品費、郊外活動費、修学旅行費などが援助の対象となっています。このような援助をすべての児童、生徒を対象とした事業にしていくことが必要だと考えます。

本市では子育て世代の経済的負担軽減と子育て支援のため、学校給食の無償化を 6 年前より実施しています。無償化に対して保護者がどのように受け止め、どのような効果を生み出しているのか、市が行った保護者対象のアンケートによりますと、給食費に充てていた費用の活用としては 40%が食費などの生活費、次いで 28%が学用品等子供の物の購入費、そして 25%が学習塾や習い事、部活動等に充てられたとなっています。まとめでも「子供のために有効に使われている」となっています。

このことから、経済的負担の援助の範囲が、さらに教材費や修学旅行費などに広がれば、今まで経済的な条件で抑制されていた子供の活動がどの子にも大きく広がると考えますがいかがでしょうか。さらに広い範囲の学校生活における保護者負担に関して保護者の考えを聞く、アンケートなどについて取り組むことについてはいかがでし

ようか。そして義務教育の無償化に関する現在の市の考え、取組などについてお答え願います。

次に給食費の無償化は保護者のみなさんから大変歓迎されていますが、保護者にとって一時的に大きな負担となるのが入学時の準備です。カバンや制服の購入が多額の出費となります。そのために先ほど述べた就学援助事業では入学準備のための支援があり、その支援も入学後ではなく入学準備の時期に行われるなど充実してきました。いま全国ではこの入学準備への援助を全児童・生徒に広げる自治体も出てきています。東京の足立区では小中学校に入学する児童・生徒に一律 10 万円の援助を来年の春に入学する子から支給することを決めました。区長は、「国も「若年人口が急減する 2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス」と言っていることから、足立区としてもこの 10 年を正念場としてとらえ、勇気をもって子育て支援の充実に大きく踏み出すことにしました。」と述べています。市でも入学準備のための支援に取り組むべきではないかと考えますがいかがでしょうか。答弁願います。

以上で 1 回目の質問を終わります。

1 回目の教育長答弁

秋山晃一議員の市内小中学校にかかる費用の無償化についての御質問にお答えいたします。

まず、保護者への経済的負担の援助の拡大についてであります。義務教育にかかる保護者の経済的負担を軽減することは、子供たちの学びや活動の幅を広げる上で有意義であると考えております。

しかしながら、地方自治体が独自に全ての児童生徒に対し、経済的負担の援助を行うことは、財源の持続可能性の観点から大きな課題があります。

次に、保護者アンケートの実施についてであります。本市においては既に学校給食費の完全無償化の実施や低所得世帯への就学援助制度、さらには 18 歳以下の子供を対象にした医療費の無償化など、保護者に対して様々な支援策を行っていることから、現時点でアンケートを実施する予定はありません。

次に、義務教育の無償化に関する現在の市の考え、取組などについてであります。市の考えにつきましては、本来、義務教育の無償化は国が主導となり実施するもので

あると認識しております。市の取組につきましては、ただいま申し上げましたとおり、様々な支援策を講じているなかで、保護者への経済的負担の軽減を図っているところであります。

また、入学準備のための支援の取組についてであります。今後におきましても経済的に困難な世帯に対しまして、就学援助制度を継続することで、該当する保護者の負担軽減に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

2 回目の質問

2 回目の質問を行います。憲法が示す義務教育の無償の意味については、文部科学省の見解は、国公立義務教育諸学校においては、授業料を徴収しないと教育基本法に明記されているとしています。憲法がつくられた当初においても政府の考え方は、国の財政上の制約から、授業料を徴収しないことで「無償とする」と言っていました。しかし、その後国民の運動によって教科書が無償となりました。この教科書無償化が国会でとりあげられ、法律化された背景には、やはり憲法で「義務教育は無償」とされていることが大きいと考えます。そして学校給食に関しては、保護者の負担とされていたものが富士吉田市をはじめ、いくつかの自治体が給食費の無償化に踏み切り、その取組が県内では次々と広がり、県内の自治体の大部分が給食費を無償としています。このような地方自治体の動きは国に対して義務教育の無償の意味を問いただしています。

また、先ほど紹介した東京都足立区では補助教材費や修学旅行・自然教室などへの補助を行っています。また品川区でも全児童、生徒を対象にした補助教材の無償化を決定しています。

学校生活にかかる諸費用の負担を軽減していくことは、子供にとって経済的な不安をなくすということにとどまりません。先ほどの給食費のアンケートの中に示された、3 番目に多く活用されたのが学習塾や、習い事、部活動となっていることに注目してください。しかも 2 番目は学用品など子供の物の購入ですから、無償化がさらに広い範囲で進めば家庭の経済状況に左右されずに多くの子が勉学はもちろん、スポーツや芸術、文学などその成長の可能性に挑戦することができます。行政としてはその成長

を支援することができます。答弁でもそのことについて触れられ、同じ考えを述べられています。しかし財政上の理由から困難であるというお答えでした。この点については細かく検討すべきではありませんか、補助教材など学校教育にかかる諸費用の一部からでも着手することはできないか。あるいは所得制限を設けて最初は限定的な範囲の援助から始められないかなど、様々な検討の方法があります。このような検討を積み重ねて義務教育無償化に一步でも二歩でも近づいていくべきだと考えますがいかがでしょうか。答弁願います。

2 回目の教育長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

市内小中学校にかかる費用の無償化についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、本市といたしましては、義務教育の無償化は国が主導し、実施するものであると考えております。そのようななかにおいても、本市では、保護者の経済的負担の軽減をはじめ、様々な支援策を実施しているところであります。就学に関する支援といたしましては、先ほど答弁申し上げました経済的に困難な世帯に対する就学援助制度のほか、市内公立小中学校における全ての児童生徒に対し、補助教材費や課外活動におけるバス使用料の一部負担、資格取得補助制度として英語検定試験における受験料の全額負担など、様々な支援を行っております。

今後におきましても、財源を勘案するなかで、子供や保護者の方々の負担軽減に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

3 回目の質問

3回目の質問を行います。

憲法が示す義務教育の本当の意味での無償は、国が責任を持つべきだという点については、私も最初に申し上げたとおり同じ考えです。しかし、いまだに給食費無償化や子供の医療費への助成であっても、地方自治体の取組のはるか後ろの方を歩んでいる

国の施策が進むのを待っていることはできません。子供の成長は待ったなしですし、人生にやり直しはありません。

当市が補助教材などに加えて、課外活動のバス借り上げなどに取り組んでいると答弁がありましたが、それらも含めて保護者負担の軽減に取り組まれているのは素晴らしいことです。このような取組が、本来国がやるべきことだが、自治体として、できるところから無償化に向けて着手していこうということではないでしょうか、今の答弁の中にも財政の制約はあるが、そこをしっかりと見つめつつも、保護者の負担軽減に取り組むと述べられています。このような考えが義務教育無償化に対する市の姿勢として受け止めてよろしいでしょうか、再度答弁願います。

3 回目の教育長答弁

秋山議員の3回目の御質問にお答えいたします。

義務教育無償化に対する市の姿勢についてであります。これまで答弁申し上げましたとおり、無償化につきましては本来国が主導となって実施すべきものとの考えの下、本市においては保護者の負担軽減を図るべく様々な支援を実施しているところであります。

今後におきましても、本市の財政状況を見据えた上で、引き続き、保護者の負担軽減に取り組んでいく姿勢であることを申し上げます。

以上、答弁いたします。

第2 標題「公契約条例について」

1 回目の質問

第2 標題として「公契約条例について」質問します。

公契約条例については2010 年に質問していますが、それから15 年が経っていますので改めて質問いたします。前回お聞きした時の状況はリーマンショックによる経済の停滞の中で市民生活が苦境に立たされている事態の改善の一つの政策として質問しました。

今回は、その時から 15 年が経過しているにもかかわらず、経済状態は決して上向きとは言えず、トランプ関税との関わりで今後も経済が落ち込む恐れもあり、物価高騰も重なり、前回の時と同様に市民生活は苦しい状態にあるといえます。

再度、公契約条例について述べますと公共工事や業務委託、指定管理など公の機関が発注する公契約について、自治体の考え方、政策を示した条例とされています。また公契約に係る業務に従事する労働者等に受注者等が払うべき賃金の下限額に関する規定を有するものとされています。もう一つは、賃金に関する規定のない自治体の公契約に関する理念を明記した公契約条例という 2 種類に大別されます。

いま最低賃金法という法律があります。では最低賃金で生活できるのかと言いますと、決してそうではありません。地域の賃金については公務員の給与もそうですが、発注した際の受注額の中の労賃が地域の基準になっていきます。市民の暮らしを高めようと思えば、公務員の賃金を上げる、そして最低労賃を上げるということが必要ですし、これらを行えば必然的に上がっていきます。地域における賃金を増やして、地域を活性化させる。地域住民の経済を回すために一定程度政策的に賃金を上げていくということが必要です。そういう意味で、公契約条例の制定は地域の経済、あるいは市民にとっても、働く人にとっても、とても大きなことです。そして、公契約条例の下での公共事業、あるいは委託事業は質的により高いものになり、市民により多くのものが還元されると考えます。単に発注する自治体と、受けた業者だけの問題というよりは、地域経済を活性化していく課題として、そして市民生活の向上につながる政策というように、広い範囲の政策的意義を持ちます。そこでお聞きします。

前回お聞きした時は、前年 9 月に最低賃金を入れた条例が全国で初めて制定された野田市など、基本条例を含めても制定した自治体は数少ないものでした。その後各地で公契約条例に関する議論が進み、賃金条項のある公契約条例は 33 自治体、賃金条項を有さない公契約条例は 57 自治体と増加しています。このような取組が全国にあります、公契約条例制定に関する現在の各自治体の動向について、そして公契約条例についてどのような見解を持っていられっしゃいますか。また、公契約条例に関して議論していく場を設ける考えはないのかお聞きします。

以上で 1 回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山晃一議員の公契約条例についての御質問にお答えいたします。

公契約条例の制定につきましては、国の法体系との整合性をはじめ、いくつかの課題が散見されております。加えて、労働者の労働環境や待遇の改善は、労働基準法、労働契約法などの法律を基礎として、各事業所の労働者と使用者の間で自主的に決定されるべきものであると考えております。

本市といたしましては、国の法制度やガイドラインを遵守しつつ、必要に応じて指導や啓発を行うことで、労働環境の改善を図ることが可能であると考えており、現時点で、あえて条例として制度化する必要性は無いと考えております。

公契約条例の制定に関する具体的な内容につきましては、総務部長をして、答弁いたさせます。

以上、私からの答弁といたします。

1 回目の総務部長答弁

秋山晃一議員の公契約条例の制定に関する具体的な内容についての御質問にお答えいたします。

まず、公契約条例制定に関する現在の各自治体の動向及び本市の見解についてであります。秋山議員御発言のとおり、公契約条例は、労働者に支払われる賃金の下限を規定した「賃金条項型」と公契約の在り方や目指すべき姿を示すことを目的とした「理念型」に分かれ、90 の自治体で取組が行われていることは承知をしております。

一方で、公契約条例の制定に当たっては、国の法体系との整合性をはじめ、いくつかの課題が散見されております。

特に、「賃金条項型」は、「自治体の条例で賃金を定めることは法令に抵触するのではないか」との指摘があることに加え、条例により賃金を引き上げる場合には、上昇した部分について、受注者側の負担が増加することになり、規模の小さな企業においては、経営が圧迫される恐れがあります。

また、受注者に対し、労働者の賃金・労働条件を適正に確保しているか検証するための台帳の作成・提出を求めることがあり、人手不足が顕在化している中小企業においては事務作業が増えることで、労働者の適正な労働条件を阻害するなど、本来、労

働者の労働条件の改善を目指したものが、結果的に事務の煩雑化や労務に従事する時間を増やしてしまうなどの弊害を生じさせるという課題があります。

さらに、発注者側においても、受注者が条例を順守しているかを確認するための作業が必要となり、担当職員の増員や行政コストの増加が懸念されるなどの課題があります。

本市といたしましては、引き続き、国の法制度やガイドラインを遵守しつつ、適正な契約事務の執行に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

2 回目の質問

2 回目の質問を行います。公契約条例が制定された多くの自治体では、政労使・学識経験者で構成される「審議会」が設置され、報酬下限額、条例運営全般を中心に、公共サービスの品質確保・向上、地域経済の発展などにつながる活発な議論が行われています。

なぜこの審議会が必要かといいますと、今の答弁で述べられた公契約条例に関する諸課題について、それを解決していくためです。

答弁ではすべての公契約に関して条例が適用される、という立場で述べられていますが、多くの自治体は審議会での検討を経て、適用される公契約の範囲を一定の予定価格を上回る事業に限ってとしています。公共工事では 4,000 万円以上のところもあれば、6 億円以上が適用という自治体もあります。業務委託でも 1,000 万円以上から 9,000 万円以上の自治体もあります。さらに業務委託に関しては適用範囲の契約でも一律に賃金条項を適用せず、首長の指定したもの、あるいは規則で定めるものという条件をつけているところもあります。

答弁で述べられている法的課題に関しては、条例制定に踏み切った各自治体についても、最低賃金法などの労働法上の課題、取引上の地位を不当に利用して相手側と取り引きすることは独占禁止法に違反するのではないかという課題、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという観点から公正を欠くという地方自治法上の課題などについて検討した上で、条例制定に踏み切っています。

このような点について検討していくためにも、公契約条例に関して議論していく場を設ける必要があると考えますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

以上で2回目の質問を終わります。

2 回目の総務部長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

公契約条例につきましては、1,700を超える地方自治体のうち、90の自治体でのみ制定されている状況であり、国の法体系との整合性をはじめ、多くの懸念があることから制定が進んでいないものと認識しております。

先ほど答弁申し上げましたとおり、労働者の労働環境や待遇の改善は、労働基準法、労働契約法などの法律を基礎として、各事業所の労働者と使用者の間で自主的に決定されるものであると考えております。

また、本市が発注する業務につきましては、国の法制度やガイドラインを遵守するとともに、契約約款や仕様書などに基づくことで、契約の適正性や法令遵守は確保されております。

これにより、公共サービスの品質が確保されると同時に地域経済の発展に寄与しているものと考えております。

したがって、これら国の法制度や契約条項などの既存の枠組みを活用することで、適正な契約事務が執り行われており、公契約条例制定に伴う新たな審議会などの場を設ける必要性は低いものと認識しております。

以上、答弁いたします。

「締めの言葉」

少子化で子供が減る中、学校では不登校が全国で35万人以上、心身を病み休職する教員も増えています。次世代を一層大切に育てなければならないはずなのに、子供たちを取り巻く環境は多くの課題を抱えています。その中で行政が果たせる役割の一つは、経済的な不安なく学校生活を送れるようにすることで子供たちの心の不安の一

部を取り除くことです。今後も様々な意見を聞きながら取り組んでいくことを述べて
質問を終わります。